



平成 24 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 八千代工業株式会社  
代表者の役職氏名 取締役社長 加藤 正彰  
( J A S D A Q ・ コード 7 2 9 8 )  
問い合わせ先 総務部長 水谷 泰之  
T E L 0 4 - 2 9 5 5 - 1 2 1 1

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 26 日に開催予定の第 59 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的（提案の理由）

- (1) 当社の事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、当社の事業目的の追加を行うものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様への提供とみなすことができる旨の規定を新設するものであります。
- (3) 社外取締役及び社外監査役に広く適任者を招聘し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定及び社外監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。
- (4) 第 58 期にかかる賞与をもって監査役に対する賞与を廃止したことにともない、現行定款第 31 条（監査役の報酬等）につきまして、賞与の文言を削除するものであります。

##### 2. 定款変更の内容

別紙記載のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 6 月 26 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 24 年 6 月 26 日（予定）

以上

別紙

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 輸送用機械器具、原動機、汎用機及び工作機械器具その他一般機械器具関連部品及び電気電子機械器具の製造、販売及び修理</li> <li>2. 娯楽教育用の車輛、舟艇、その他乗物の製造及び販売</li> <li>3. 金属製品、樹脂製品、セラミックス製品及び硝子製品の製造、販売、修理及び表面処理加工</li> <li>4. 建築物に関連する装置、用品、部品の製造、販売及び修理</li> <li>5. 衛生・福祉・介護・医療に関連する設備、用品その他の機械器具の製造、販売及び修理</li> <li>6. 輸送用機械器具の企画・開発・設計業</li> <li>7. 衛生・福祉・介護に関連するサービス業</li> <li>8. 物流業、倉庫業及び不動産の賃貸</li> <li>9. 前各号に関連する装置、部品、用品の製造、販売、技術供与その他の一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (現行どおり)</li> <li>2. (現行どおり)</li> <li>3. (現行どおり)</li> <li>4. (現行どおり)</li> <li>5. (現行どおり)</li> <li>6. (現行どおり)</li> <li>7. (現行どおり)</li> <li>8. (現行どおり)</li> <li>9. 前各号に関連する装置、部品、用品、<u>材料</u>の製造、販売、技術供与その他の一切の業務</li> </ol> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 15 条～第 24 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第 25 条～第 30 条（条文省略）</p> <p>（監査役の報酬等）</p> <p>第 31 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第 32 条～第 35 条（条文省略）</p>	<p>第 16 条～第 25 条（現行どおり）</p> <p>（<u>社外取締役の責任限定契約</u>）</p> <p>第 26 条 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の定めにより、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第 27 条～第 32 条（現行どおり）</p> <p>（監査役の報酬等）</p> <p>第 33 条 監査役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（<u>社外監査役の責任限定契約</u>）</p> <p>第 34 条 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の定めにより、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第 35 条～第 38 条（現行どおり）</p>